

# 育児休業中の掛金徴収免除の取扱いが 変更されます

令和4年10月から育児休業期間中の掛金および保険料(以下「掛金等」といいます。)の徴収免除に関する取扱いが変更されます。

## 【現在の取扱い】

◎ 月の末日が育児休業期間中であれば、その月の給与および賞与に係る掛金等が免除となります。

## 【令和4年10月からの取扱い】

給与…月の末日が育児休業期間中であれば、その月の掛金等が免除となることに加え、月内に14日以上育児休業を取得した場合も、掛金等が免除となります。

賞与…1ヵ月を超える育児休業を取得している場合に限り、掛金等が免除となります。

# ジェネリック医薬品を使用しましょう!

ジェネリック医薬品は、効き目や安全性が確認済みである新薬と同等の効果がありながら、低価格で販売されている医薬品です。厚生労働省の厳しい品質再評価をクリアしているため、安心して使用できます。



新薬よりも錠剤の大きさが小さくなったり、錠剤が飲みにくい方のためにゼリー状や液状になったものもあります。また、軟膏や点眼薬にもジェネリック医薬品があります。

(当組合で使用例の多い新薬：アトピー外用薬、ぜんそく用内服薬・吸入剤、アレルギー用内服薬)

※アレルギーをお持ちの方は、添加剤の中でアレルギーをおこすものがあるかもしれませんので医師・薬剤師にご相談ください。

## 「ジェネリック医薬品のお知らせ」をお送りします

ジェネリック医薬品に切り替えることにより、お薬代の軽減が一定額以上見込まれる方を対象に「ジェネリック医薬品のお知らせ」をお送りします。

【送付時期】 令和4年9月

【送付対象者】 組合員およびその被扶養者の方  
(任意継続組合員の方は除きます。)

【お知らせ内容】

- 現在のお薬(先発医薬品)の処方実績
- 該当するジェネリック医薬品名と削減可能額

